参考資料

（前田委員提出資料）

奥多摩町における効率的な汚水処理施設整備について

１．当初の汚水処理基本方針（平成元年度策定）

〇計画概要

・計画区域は、市街地及び集落を中心とした地域３４７ｈａとする。

・計画区域を 6 処理区に分割して、すべて単独公共下水道で整備する。

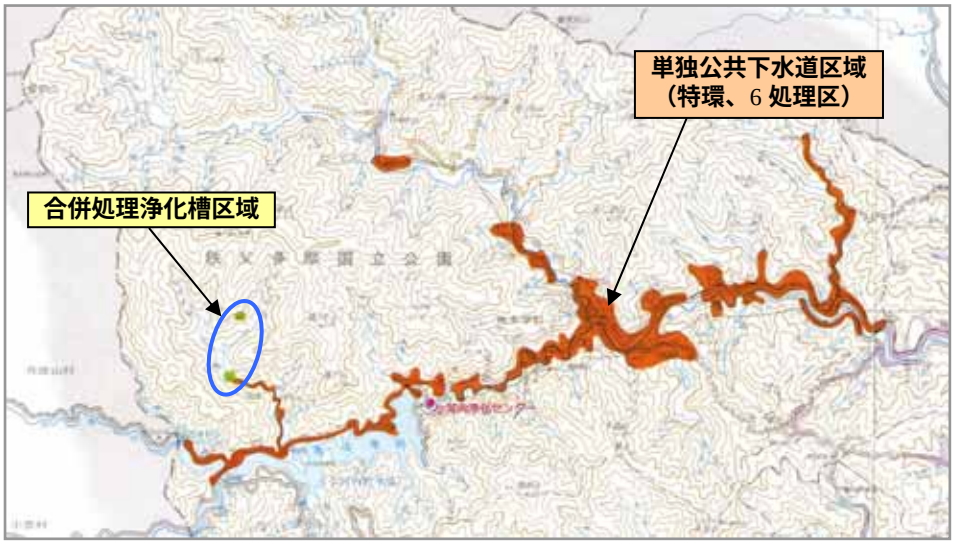

２．現在の汚水処理計画（平成１５年度見直し）

〇計画概要

・H14 年度の国交省の通達に基づき「下水道事業の整備効果向上を図るための事業の再点検」を実施

・経済性及び早期普及の観点から集合処理区域を２０４ha とし、他の地域は合併処理浄化槽による整備とした。集合処理区域のうち２９ha は単独公共下水道で整備し、町の中心部の１７５ha は隣接する流域下水道（多摩川上流処理区）に編入し早期整備を目指した。

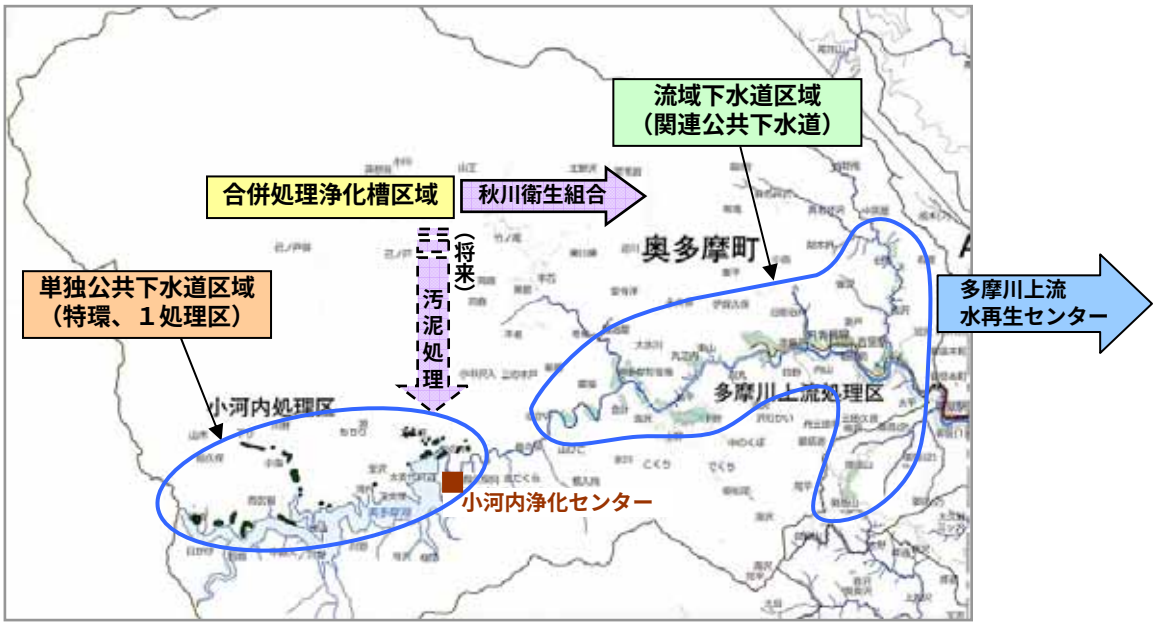

・集合処理区以外の地域は市町村設置型の合併処理浄化槽による整備とし、下水道担当課で適切な維持管理を行っていく。
・浄化槽汚泥の処理は、当面既存の一部事務組合（秋川衛生組合）のし尿処理施設で処理する。将来は、単独公共下水道の処理場(小河内浄化センター)で一括して処理することを検討し、下水道事業と同等の処理レベルを確保する。

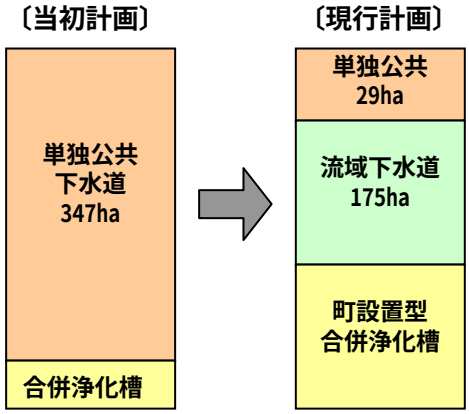

図３　汚水処理施設整備計画の見直

〇見直しの効果
・全体として、安価で早期に整備可能な事業手法を組み合わせることにより、汚水整備に要する期間の短縮が図れる。
・将来、浄化槽の汚泥も一括して下水道事業で処理し、公共下水道と同等の処理を行うことにより、多摩川流域全体の良好な水質が確保される。